

工事の許可の要否の判断フロー【土石の堆積】

① 公共施設用地（道路、公園、河川その他公共施設の用に供されている土地） ⇒宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく許可の手引き<<制度編>>第2章参照			
該当する	該当しない		
	② 災害の発生のおそれがないと認められる工事 ア 他の法令等に基づく工事（鉱山保安法、鉱業法、採石法等） イ 国、地方公共団体等が非常災害のために必要な応急措置として行う工事 ウ 工事の施行に付随して行われる土石の堆積 ⇒同<<制度編>>第6章第1節参照		
	該当する	該当しない	
		③ 一定規模を超える土石の堆積 ア 高さが2mかつ面積が300㎡を超える土石の堆積 イ 面積が500㎡かつ標高差が30cmを超える土石の堆積 ⇒同<<制度編>>第2章、第6章第1節参照	
		該当しない	該当する
許可が不要			許可が必要